

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-122号
2	公募日	令和7年8月18日
3	契約担当者	能代市水道事業 能代市長 齊 藤 滋 宣
4	件名	二ツ井地域簡易水道事業認可申請書作成に伴う採水・水質検査業務委託
5	業務場所	能代市二ツ井町荷上場字下中島27-32ほか4箇所
6	履行期間	契約締結日から令和8年3月17日
7	当該業務の主管課	都市整備部 水道課 電 話 番 号 0185-52-5221 ファクシミリ番号 0185-89-1780
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	二ツ井地域簡易水道水源候補地原水採水・水質検査 一式 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項のほか、次の要件を満たす者であること。 (1) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等資格者名簿に登録されている者であること。 (2) 秋田県内に契約の締結出来る営業所を有していること。 (3) 秋田県内に検査を行う事業所を有すること。 (4) 令和6・7年物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請していること。 (5) 水道法第20条第3項の規定による国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者であること。 (6) 国、秋田県及び本市の指名停止期間中でないこと。
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額とする。
12	入札予定日	令和7年8月29日 (金) 午後2時40分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり (2) 参加申込書に 10(5)の登録を受けていることを証する書類(写し可)を添付すること。

入札スケジュール

件 名 : ニツ井地域簡易水道事業認可申請書作成に伴う採水・水質検査業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和7年8月18日（月） 正午から 令和7年8月20日（水） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和7年8月18日（月） 正午から 令和7年8月20日（水） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和7年8月18日（月） 正午から 令和7年8月22日（金） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和7年8月22日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和7年8月26日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和7年8月29日（金） 午後2時40分 会 場： 能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市水道事業
能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿登録番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。
なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)
を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)
に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2-122号			
物 品 (業 務) 名	二ツ井地域簡易水道事業認可申請書作成に伴う採水・水質検査業務委託			
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名			
	電 話 番 号		F A X 番 号	

入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市水道事業
能代市長 齊藤 滋宣 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	二ツ井地域簡易水道事業認可申請書作成に伴う採水・水質検査業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。	
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせすること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

	設	計	書												
令和7年度 能代市水道事業															
委託名		二ツ井地域簡易水道事業認可申請書作成に伴う採水・水質検査業務委託													
委託場所		能代市二ツ井町荷上場字下中島27-32ほか4箇所													
設計額		円													
		委託費円													
		消費税相当額円													
仕様概要	二ツ井地域簡易水道水源候補地原水採水・水質検査 一式 揚水・採水(15回)、水道法水質基準39項目(原水)(15回)、嫌気性芽胞菌(15回)、遊離炭酸(15回)、PFOS・PFOA(5回)														

能代市都市整備部水道課

総 括 表

費 目	工 種	種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
業務費			式	1			
直接費			式	1			
直接人件費			式	1			別紙 業務委託料内訳表1参照
直接経費			式	1			別紙 業務委託料内訳表2参照
水質検査費			式	1			別紙 業務委託料内訳表3参照
間接費			式	1			
諸経費			式	1			別紙 業務委託料内訳表4参照
	合 計						

業 務 委 託 料 内 訳 表 1

費 目	工 種	種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
直接費							
直接人件費							
	揚水・採水		式	1			
	地質調査技師		人				揚水 人×5箇所×3回
	地質調査員		人				揚水 人×5箇所×3回
	主任地質調査員		人				採水 人×5箇所×3回
	地質調査員		人				採水 人×5箇所×3回
	資料・報告書取りまとめ		式	1			
	地質調査技士師		人				人×5箇所×3回
	地質調査員		人				人×5箇所×3回
	技師A		人				人×5箇所×3回
	合計						

業 務 委 託 料 内 訳 表 2

費 目	工 種	種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
直接費							
直接経費							
	機器損料		式	1			
	揚水用ポンプ		回	15			5箇所×3回
	ガソリン		リットル				
	消耗品		式	1			
	pHメーター、電機水質計		日				日×5箇所×3回
	車両損料		回	15			5箇所×3回
	合計						

業 務 委 託 料 内 訳 表 3

費 目	工 種	種 別	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
直接費							
水質検査費			式	1			
	水道法水質基準39項目(原水)		回	15			内訳 明細書1参照
	嫌気性芽胞菌		回	15			内訳 明細書1参照
	遊離炭酸		回	15			内訳 明細書1参照
	PFOS・PFOA		回	5			内訳 明細書1参照
	合計						

業 務 委 託 料 内 訳 表 4

費 目	工 種	種 別	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
間接費							
諸経費							
	諸経費		式	1			
	計						

明 細 書 1

[illegible]

仕 様 書

1. 適 用

本仕様書は、二ツ井地域簡易水道事業認可申請書作成に伴う採水・水質検査業務に適用する。

2. 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和8年3月17日までとする。

3. 水質検査回数

契約締結後、特記仕様書記載のとおり行うものとする。

4. 報告書

報告書は、特記仕様書記載の採水日程毎に取りまとめ、発注者が提示する様式により速やかに提出するものとする。

5. その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者が協議のうえ決定するものとする。

特記仕様書

本仕様書は、二ツ井地域簡易水道事業認可申請書作成に伴う水源予定地の原水の水質検査を委託する場合に使用する。

件名 二ツ井地域簡易水道事業認可申請書作成に伴う採水・水質検査業務委託

第1（基本事項）

1. 目的

本委託業務は、二ツ井地域簡易水道事業水源予定地に設置している調査井戸の原水の採水と水質検査を目的とする。

2. 適用範囲

本仕様書は、秋田県能代市簡易水道事業が発注する「二ツ井地域簡易水道事業認可申請書作成に伴う採水・水質検査業務委託」に関し、発注者及び受注者が遵守すべき事項を示すものである。

3. 業務の委託期間

契約締結日から令和8年3月17日までとする。

第2（一般事項）

1. 法令等の遵守

受注者は業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2. 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3. 採水場所（調査井戸の設置場所）

能代市二ツ井町荷上場字下中島27-32ほか4箇所

4. 再委託の禁止

原則として、水質検査を受注した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

5. 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続きは、受注者の負担で行う。

6. 疑義について

本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者、受注者が協議する。

第3 (検査項目等)

1. 原水水質検査

(1) 検査項目及び採水期間・回数

No.	区分	検査項目	採水期間・回数
1	水道法水質基準(原水)39項目	一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性化剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性化剤、フェノール類、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、臭気、色度、濁度	採取場所1箇所につき 契約締結日～9月、1回 10月～12月、1回 1月～3月、1回
2	嫌気性芽胞菌	嫌気性芽胞菌	採取場所1箇所につき 契約締結日～9月、1回 10月～12月、1回 1月～3月、1回
3	遊離炭酸	遊離炭酸	採取場所1箇所につき 契約締結日～9月、1回 10月～12月、1回 1月～3月、1回
4	PFOS・PFOA	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	採取場所1箇所につき 1月～3月、1回

(2) 検査回数

1. 原水水質基準39項目 3回×5箇所＝15回
2. 嫌気性芽胞菌 3回×5箇所＝15回
3. 遊離炭酸 3回×5箇所＝15回
4. PFOS・PFOA 1回×5箇所＝5回

(3) 採水日程

各調査井戸の設置場所において(1)検査項目及び採水期間・回数に示した期間内に

採水するものとし、日程は契約後別途協議する。

(4) 採水場所と調査井戸の孔内水位等

No.	採水場所（調査井戸設置場所）	孔内水位 (m) 7月2日測定値	ケーシング スケジュール
①	能代市二ツ井町荷上場字下中島 2 7 - 3 2	GL-4.95	天神②①
②	能代市二ツ井町種字上樋ノ口 1 5 - 1	GL-2.96	梅内③
③	能代市二ツ井町梅内字前田 2 0 6	GL-3.87	梅内⑫
④	能代市二ツ井町種字外面 2 9 - 2	GL-10.28	外面⑥
⑤	能代市二ツ井町切石字家ノ下 1 7 4	GL-6.32	切石⑧

(5) 試料容器の準備

ア 受注者は、採水地点ごとに検査項目に対応した採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分に行う。

(6) 採水方法等

ア 採水は発注者が特に指示する場合を除き、受注者が行う。

イ 調査井戸に揚水するための機器は設置していないので、揚水に伴うポンプ等の機器は受注者が準備すること。

ウ 調査井戸から4時間以上連続揚水し、その後に採水すること。

エ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。

(7) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」により、12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

第4 （検査方法）

1. 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成15年厚生労働省告示第261号（最近改正を使用））、水温については「上水試験方法」（最新版）により行う。

また、水道に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 現場での測定

ア 水温は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受注者が準備をする。

イ 連続揚水開始時刻、採水時刻、採水場所及び採水者を表示した現場写真撮影を行う。また、試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。

ウ 受注者の採水者は、作業の実施に当たって身分証明書を携帯し、発注者の請求に応じて提示しなければならない。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（厚生労働省水道課長通知平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号（最近改正を使用））に基づき実施する。

(4) 速報値の報告

ア 水質検査結果については、採水日から 10 日以内に一時報告を行う。

イ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに発注者に連絡する。

(5) 再検査

発注者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、発注者、受注者が協議のうえ決定する。

(6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(7) 報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 発注者は検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書等を必要に応じて受注者に提出を求めることができる。

2. 検査結果の信頼性確保

受注者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、発注者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

ア 受注者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 受注者は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

(3) 機器の整備

受注者は、分析に使用する機器、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する

(4) 内部制度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(5) 検査試料の保存及び廃止

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から 1 ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受注者が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した試料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について発注者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受注者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、発注者（発注者から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に受注者への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

発注者は、指定した原水についてクロスチェックを行うことができる。この場合、受注者は、発注者が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、発注者に提出する。

3. 提出書類

(1) 提出書類一覧表

区分	名 称	部数	提出期限等
一般事項	業務委託着手届	1	契約締結後速やかに
	従事者等届	1	契約締結後速やかに
	業務委託計画書	1	
	職務分担表	1	
	業務委託完了届	1	委託業務終了後速やかに
	請求書	1	完了確認後速やかに
	打合せ議事録	1	必要の都度
水質検査関係	採水ルート図	1	契約締結後速やかに
	検査項目の実施順序	1	
	検査機関連絡体制表	1	
	水質検査結果書（一次報告書）	1	各採水日から10日以内
	水質検査業務委託報告書	1	発注者の指示する日まで

(2) 受注者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、発注者に提出する。

なお、発注者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を発注者に提出する。ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

4. 安全管理

(1) 受注者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上充分な注意を図ること。特に冬季における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないよう努めること。

(3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じる

とともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を発注者に報告すること。

5. 委託料の請求及び支払い方法

(1) 請求方法

履行期間末日において、業務委託完了届と請求書を提出する。

(2) 支払方法

業務委託完了届提出後、発注者は速やかに完了確認を行うとともに、請求書提出後30日以内に支払いを行う。

6. その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。受注者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに発注者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 打合せ

契約締結後、直ちに担当部署と打合せを行うこと。

7. 担当部署

能代市上町1番3号

能代市都市整備部水道課

電話 0185-52-5221

mail suidou@city.noshiro.lg.jp

位置図

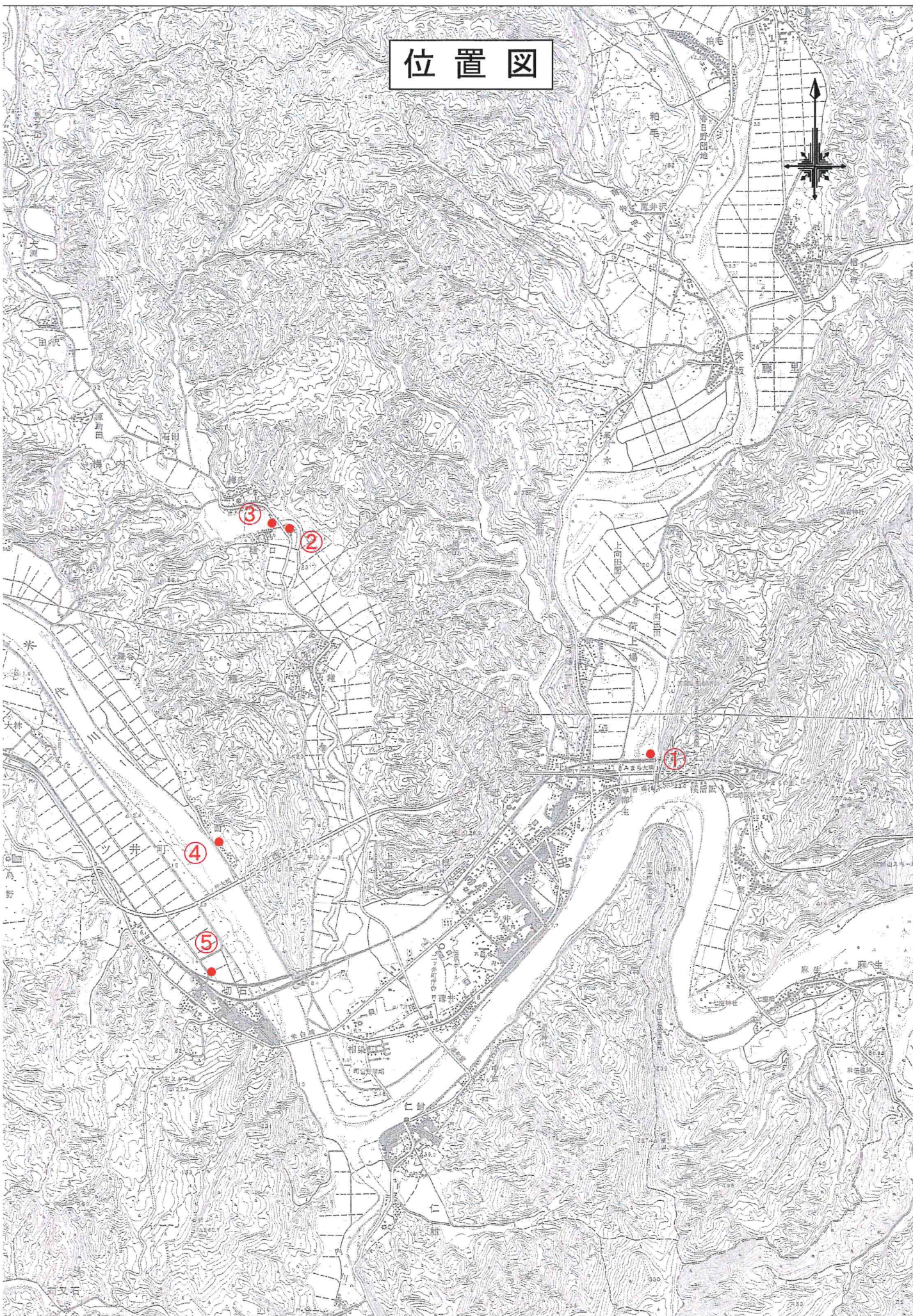
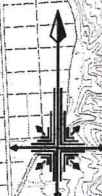


図 5.1.1 井戸築造時のケーシングスケジュール (天神^㊴地点)

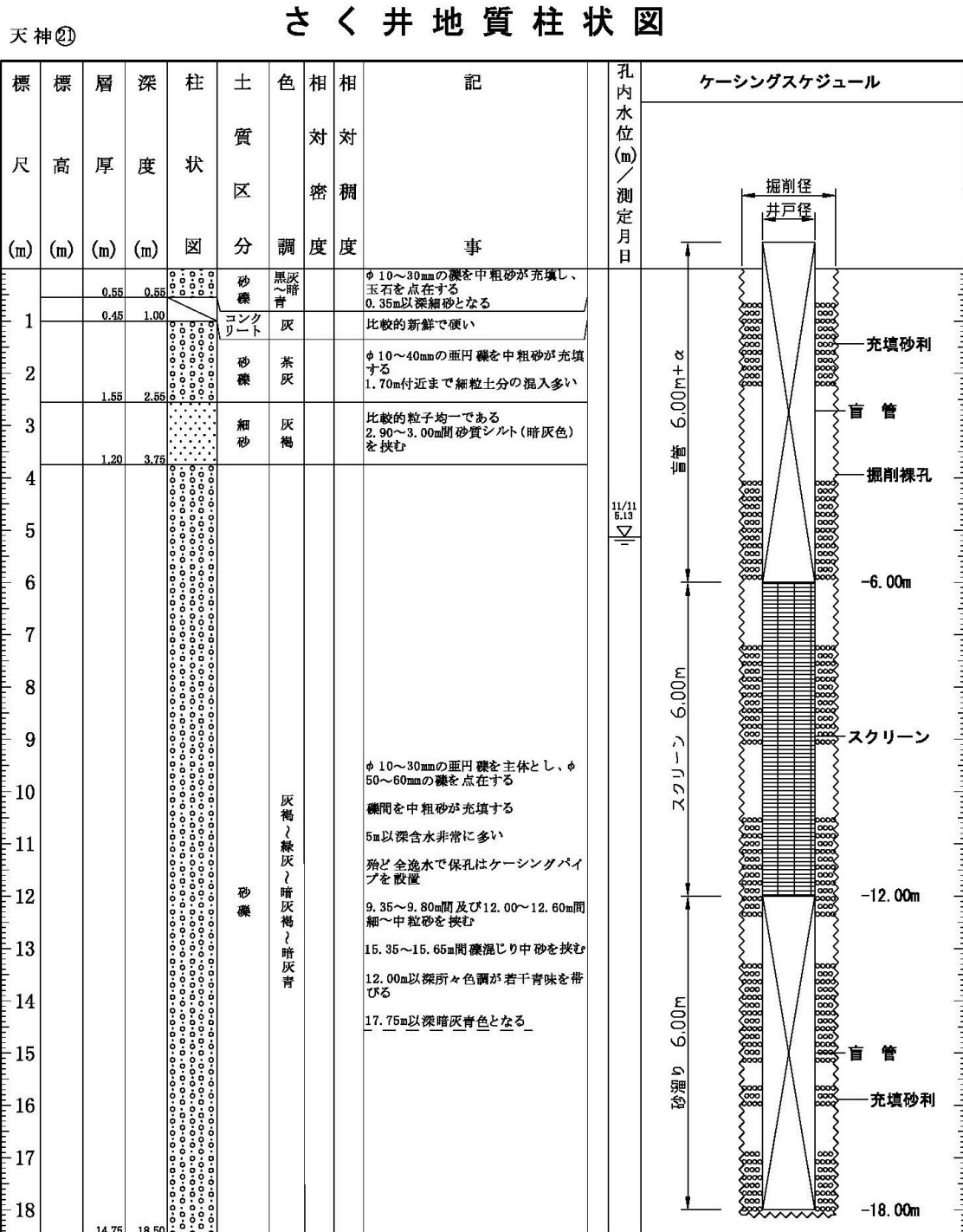


図 5.2.1 井戸築造時のケーシングスケジュール（梅内③地点）

梅内 ③ さく井地質柱状図

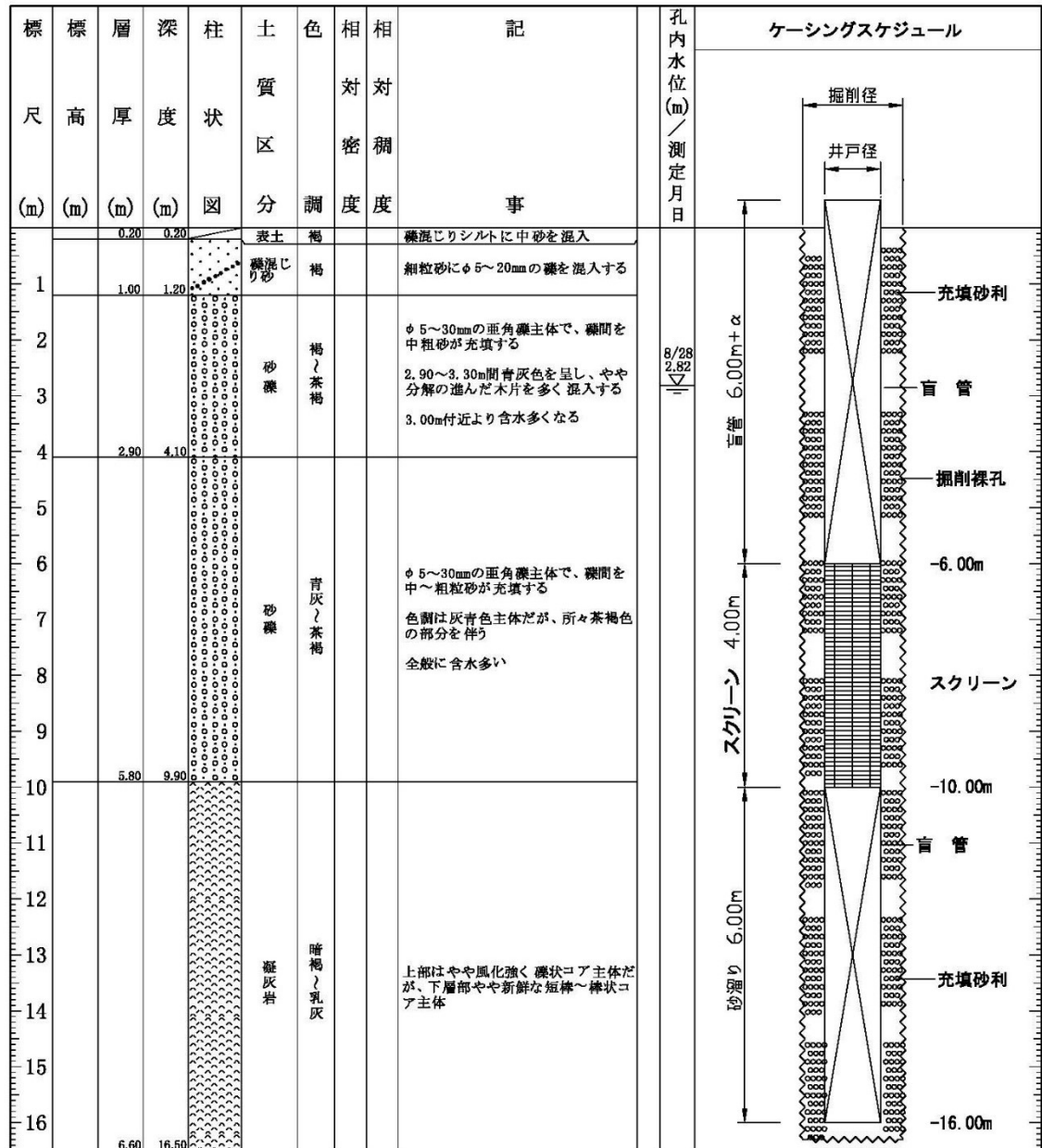


図 5.3.1 井戸築造時のケーシングスケジュール（梅内⑫地点）

梅内 ⑫

さく井地質柱状図

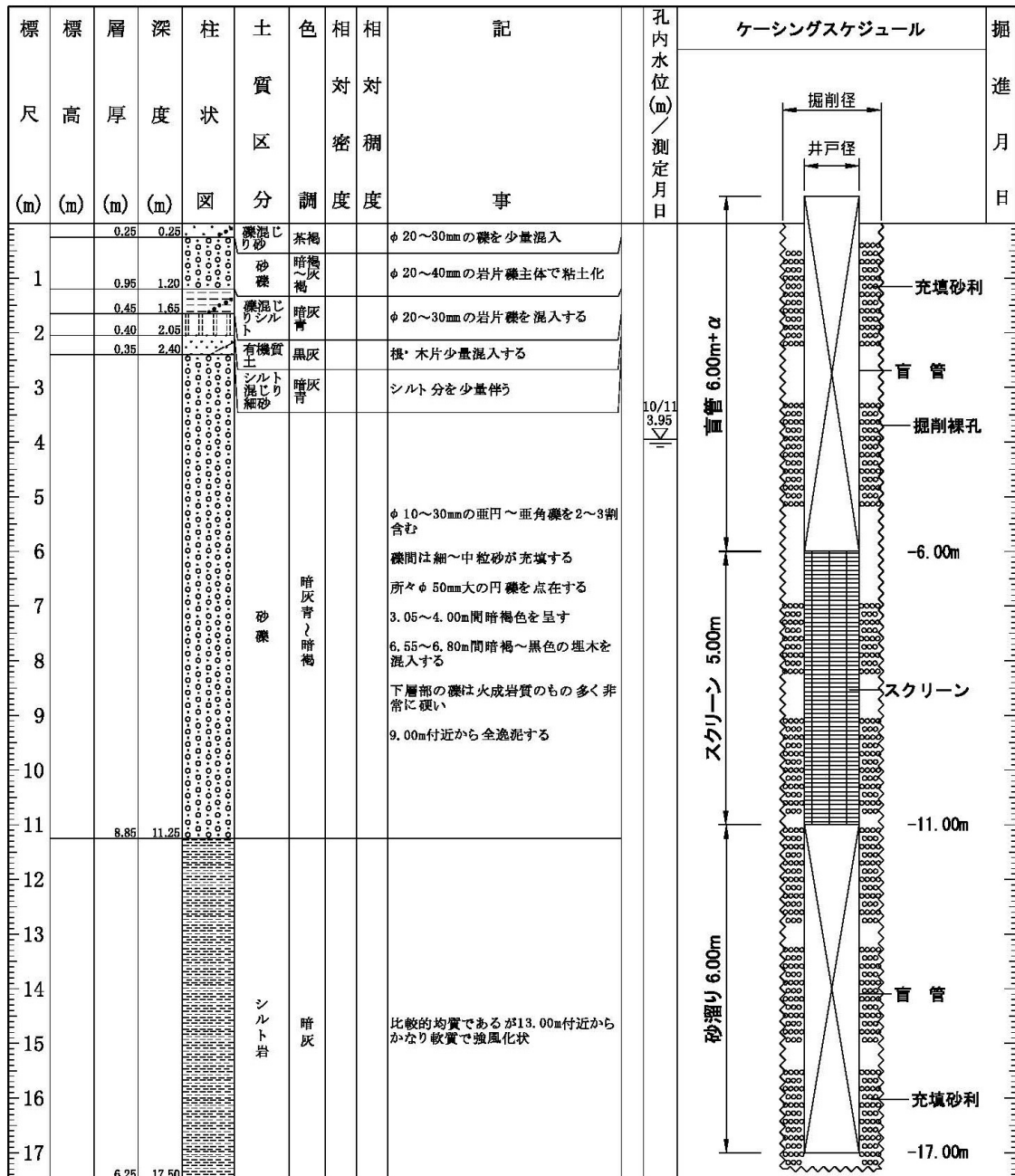


図 5.4.1 井戸築造時のケーシングスケジュール（外面⑥地点）

外面⑥ さく井地質柱状図

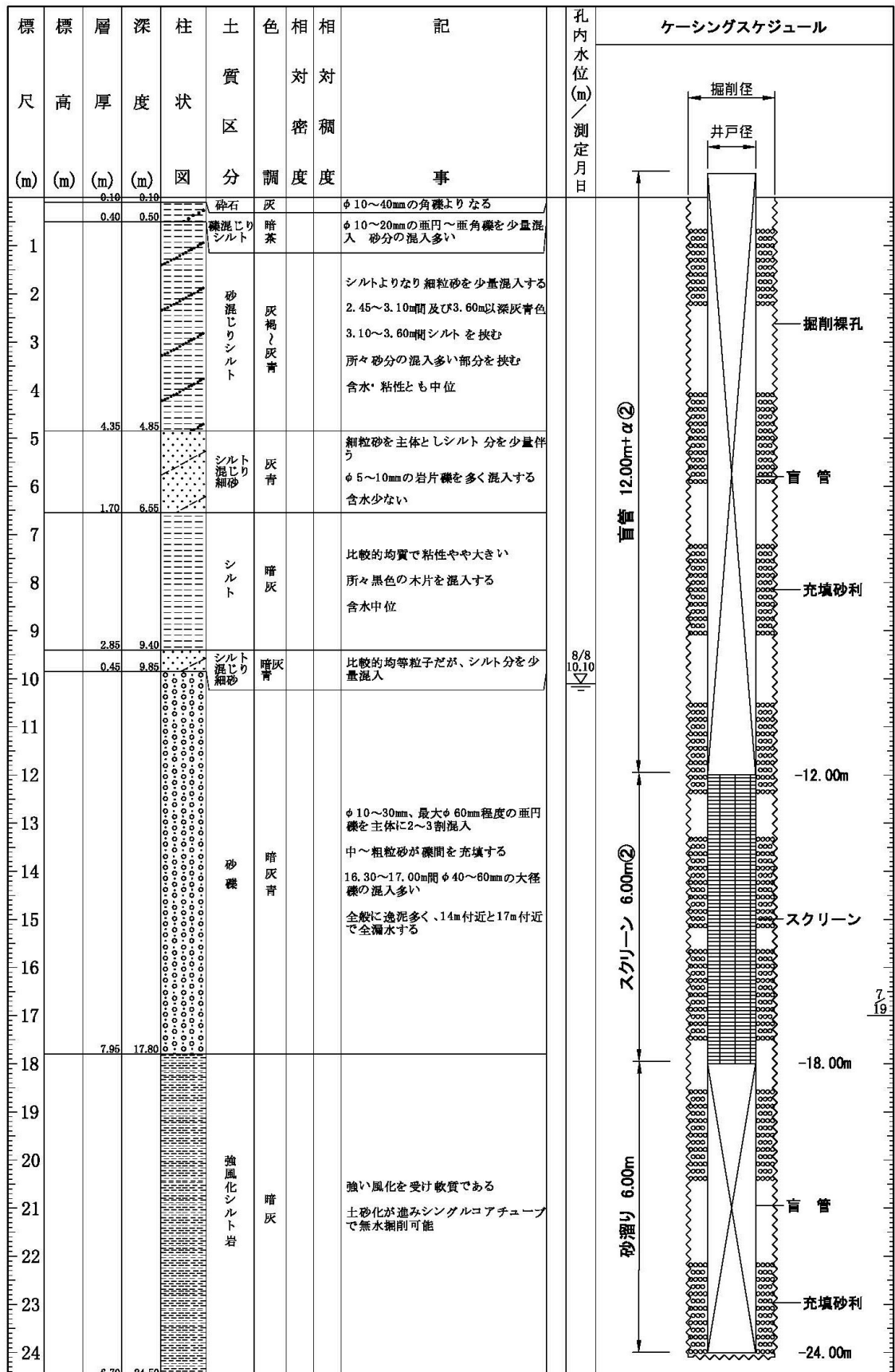


図 5.5.1 井戸築造時のケーシングスケジュール（切石⑧地点）

切石⑧ さく井地質柱状図

